

株式についてのご案内

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 毎年6月

剰余金の配当受領株主確定日

3月31日及び中間配当金の支払いを行うときは9月30日

基準日

定時株主総会は3月31日

その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日

公告掲載方法

電子公告により行います。

公告掲載URL <http://www.senshuikeda-hd.co.jp/>

(ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合は、産業経済新聞に掲載して行います。)

単元株式数

100株

株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同連絡先

〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行業

電話 0120-094-777 (通話料無料)

上場証券取引所

東京証券取引所、大阪証券取引所

〈各種お手続きについて〉

1. 配当金の口座振込に関するお受取りのご案内

配当金のお受取りにつきましては、都度ゆうちょ銀行・郵便局の窓口へお運びいただく必要のない口座振込をご活用ください。

口座振込をご指定いただきますと、配当金領収証を紛失したり、払渡し期間を過ぎるなどのご心配がなく、配当金が支払開始日にご指定の口座へ振り込まれます。なお、お手続きにつきましては、お取引の証券会社窓口までお申出ください。特別口座(※)で株式をご所有いただいている株主さまは、特別口座管理機関である三菱UFJ信託銀行へお申出ください。

2. 単元未満株式の買取請求・買増請求のご案内

当社は、これまで単元未満株式の買増制度の実施を見合わせておりましたが、平成23年7月1日から同制度によるご請求の受付を開始いたします。

これにより、今後当社の単元未満株式(1~99株)は、ご希望に応じて、次のいずれかの方法により整理できますのでご案内申し上げます。

①単元未満株式の買取制度

当社に対して、ご所有の単元未満株式の市場価格による買取を請求することができます。

なお、買取請求に伴う譲渡所得につきましては、申告分離課税の対象となります。

詳細につきましては、税務署にお問い合わせください。

②単元未満株式の買増制度

当社に対して、単元株式(100株)に不足する株式数の市場価格による買増を請求し、ご所有の単元未満株式と合わせて、100株にすることができます。

3. 株主さまのお手続きに関するご案内

①株主さまの住所変更、配当金振込指定、単元未満株式の買取・買増請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっておりますので、証券会社等にお問い合わせください。

②特別口座に記録されている株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記三菱UFJ信託銀行にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国本支店でもお取次ぎいたします。また、特別口座に関するお手続き用紙のご請求は、次の三菱UFJ信託銀行の電話及びインターネットでも24時間承っております。

○電話(通話料無料)

0120-684-479 (大阪証券代行業)

0120-244-479 (本店証券代行業)

○インターネットホームページ

<http://www.tr.mufg.jp/daikou/>

4. 未受領の配当金について

未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行全国本支店でお支払いいたします。

(※)特別口座とは、平成21年1月5日の株券電子化実施までに証券会社等を通じて証券保管振替機構(ほふり)に預託されなかった株式につきまして、当社が株主さまのご名義で株主名簿管理人である上記の三菱UFJ信託銀行に開設している口座です。